表３－２　生活環境の保全に関する環境基準

１－１　河川（湖沼を除く。）［ｐＨ、ＢＯＤ、ＳＳ、ＤＯ、大腸菌群数］

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（－）	生物化学的酸素要求量（mg／L）	浮遊物質量（mg／L）	溶存酸素量（mg／L）	大腸菌群数（MPN/100mL）
ＡＡ	水道１級自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
Ａ	水道２級水産１級水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
Ｂ	水道３級水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
Ｃ	水産３級工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 以下	50 以下	5 以上	－
Ｄ	工業用水２級農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 以下	100 以下	2 以上	－
Ｅ	工業用水３級環境保全	6.0以上 8.5以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	－

（備考）　１　基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
２　農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量５mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

（注）　１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水　道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３　水　産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
〃　２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
〃　３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
〃　３級：特殊の浄水操作を行うもの
５　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

１－２　河川（湖沼を除く。）［全亜鉛］

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛 (mg／L)
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03　以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03　以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03　以下
生物特Ｂ	生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03　以下

（備考）　基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）

２－１　湖沼［ｐＨ、ＣＯＤ、ＳＳ、ＤＯ、大腸菌群数］

項目 類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度 (－)	化学的酸素要求量 (mg／L)	浮遊物質量 (mg／L)	溶存酸素量 (mg／L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
Ａ	水道２、３級 水産２級 水浴 及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
Ｂ	水産３級 工業用水１級 農業用水 及びＣの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 以下	15 以下	5 以上	－
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	－

（備考）　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

（注）　１　自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
２　水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃　２、３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３　水　産　１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
〃　　２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
〃　　３級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃　　２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
５　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

２－２　湖沼［窒素、燐］

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 （mg／L）	全燐 （mg／L）
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1　以下	0.005　以下
Ⅱ	水道１、２、３級（特殊なものを除く。） 水産１種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2　以下	0.01　以下
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4　以下	0.03　以下
Ⅳ	水産２種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6　以下	0.05　以下
Ⅴ	水産３種 工業用水 農業用水 環境保全	1　以下	0.1　以下

（備考）１　基準値は、年間平均値とする。
２　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
３　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
３　水産　１種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
〃　２種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
〃　３種：コイ、フナ等の水産生物用
４　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

２－３　湖沼［全亜鉛］

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛 （mg／L）
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03　以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03　以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03　以下
生物特Ｂ	生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03　以下

３－１　海域［ｐＨ、ＣＯＤ、ＤＯ、大腸菌群数、ｎ－ヘキサン抽出物質］

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（－）	化学的酸素要求量（mg／L）	溶存酸素量（mg／L）	大腸菌群数（MPN/100mL）	ｎ－ヘキサン抽出物質（mg／L）
A	水産１級 水浴 自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
B	水産２級 工業用水及びＣの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 以下	5 以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 以下	2 以上	－	－

（備考）　水産１級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN／100mℓ以下とする。

（注）　１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　２　水　産　１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
　　〃　　２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
　　３　環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

３－２　海域［窒素、燐］

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素（mg／L）	全燐（mg／L）
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	0.2　以下	0.02　以下
Ⅱ	水産１種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	0.3　以下	0.03　以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く）	0.6　以下	0.05　以下
Ⅳ	水産３種 工業用水 生物生息環境保全	1　以下	0.09　以下

（備考）　１　基準値は、年間平均値とする。
　　２　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）　１　自 然 環 境 保 全：自然探勝等の環境保全
　　２　水　産　１　種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
　　〃　　２　種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
　　〃　　３　種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
　　３　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

３－３　海域［全亜鉛］

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛 （mg／L）
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02　以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01　以下